

## 新潟市古町地区魅力創造支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、古町地区の魅力向上を図ることを目的として、古町地区が持つ地域資源を活かした事業を行う者に対し、その費用の一部を補助する新潟市古町地区魅力創造支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 古町地区 別図に定める地区をいう。
- (2) 申請者 補助金の交付を受けようとする者で、市税を完納しているものをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、古町地区において実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 商品、サービスその他これらに類するものを新規に開発する事業
- (2) 商品、サービスその他これらに類するものを改良する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 新潟市古町地区将来ビジョンの具現化に寄与すること。
- (2) 宗教、政治及び選挙活動が含まれる事業並びに公共の福祉に反する事業でないこと。
- (3) 行政庁等の許可、認可等が必要な場合は、当該許可、認可等を受けられることが確実に見込まれること。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接要する経費のうち、別表に定めるも

のとする。ただし、当該補助対象事業の用に使用したことが明確でない経費及び領収書等により支払ったことを明確に確認することができない経費は除くものとする。

- 2 国、県、市その他これらに準ずる団体から補助金に類するものの交付を受けている経費及び他の者から受託して行っている事業等に係る経費は補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の補助率は、補助対象経費の3分の2とし、補助金の上限額は、500万円以内とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、補助対象事業に着手する前に、あらかじめ別記様式第1号による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、前項の規定による補助金の交付申請をするにあたっては、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出を受けた場合は、これを審査し、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付を決定したときはその決定内容を、補助金の不交付を決定したときはその旨を、別記様式第2号による補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

（計画の変更）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業に係る申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による補助金変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する軽微な変更の場合は、この限りでない。

（1） 事業計画又は補助事業の内容を実質的に変更するものでなく、その細部を変更するもの

（2） 補助金の額に変更が生じないもの

2 市長は、補助金変更承認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは変更決定を行い、別記様式第4号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者には通知するものとする。

（補助対象事業の廃止）

第9条 補助事業者は、補助対象事業を廃止しようとするときは、別記様式第5号による補助金廃止申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合は、これを審査し、その廃止を決定したときは、補助金の交付の決定を取り消し、その旨を別記様式第6号による補助金廃止承認・交付決定取消通知書により補助事業者には通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は補助金交付年度の2月末日のいずれか早い日までに、別記様式第7号による補助金実績報告書に次に掲

げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象事業に要した費用の領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うにあたっては、補助対象経費に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、実績報告時に消費税仕入控除税額が確定していない場合は、確定後、別記様式第8号による補助金に係る消費税額の額の確定に伴う報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、報告内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、交付決定をした額の範囲内において補助金の額を確定し、その旨を別記様式第9号による補助金確定通知書により補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 市長は、第10条第2項に規定する報告があった場合は、期限を定めて補助対象経費に係る消費税仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第20条に規定するその他市長が指定する財産は、補助対象事業により取得した価格が3万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の備品とする。

2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定めるところによる。

3 規則第20条の規定は、補助対象事業者があらかじめ市長の承認を受けた日又は補助

対象事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して前項に規定する期間を経過した日のいずれか早い日を経過したときは適用しない。

- 4 規則第20条の規定により市長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ別記様式第10号による補助金に係る取得財産の処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(選定委員会)

第14条 市長は、公平かつ公正に補助事業者を選定するため、新潟市古町地区魅力創造支援補助金選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置くことができる。

- 2 選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月19日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

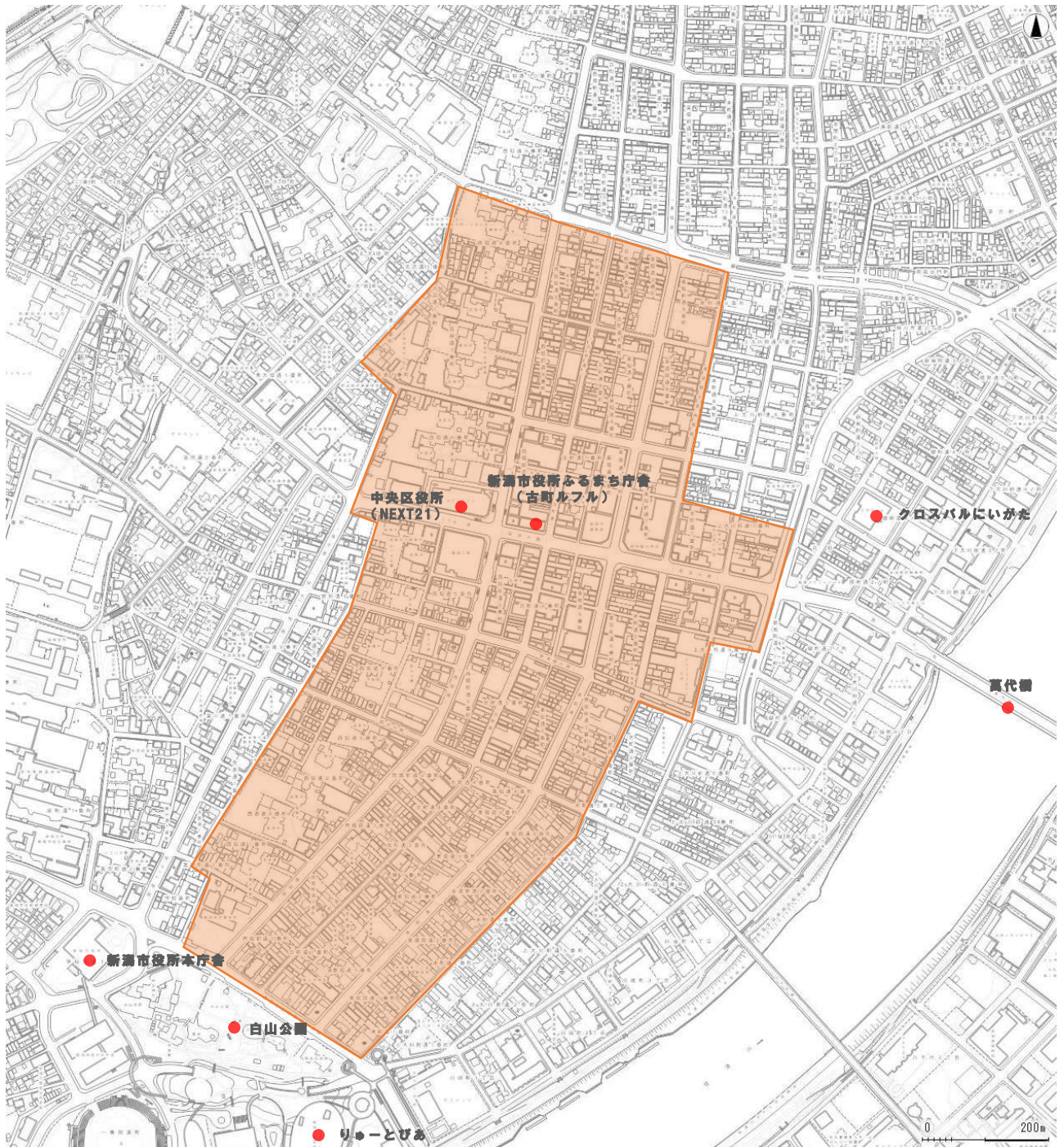
別表（第4条関係）

補助対象経費

経費区分	対象経費の説明
謝礼	専門家（アドバイザー，講師等）の招へいにかかる謝礼
旅費	専門家（アドバイザー，講師等）の招へいにかかる旅費及び販路開拓等のための旅費
消耗品費	補助対象事業の用に使用したことが明確で，その金額が特定できる物品（取得価格が1品につき3万円未満のものに限る。）の購入にかかる経費
役務費	補助対象事業の実施に必要な通信料及び郵便料
委託料	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて，他の事業者に行わせるために必要な経費
使用料 及び賃借料	補助対象事業の実施に必要な機器，設備等のリース料及びレンタル料
備品購入費	取得価格が1品につき3万円以上の物品購入にかかる経費
その他市長が必要と認めるもの	補助対象事業の実施に必要な経費で，市長が必要かつ適切と認めた経費

別図（第2条関係）

 : 補助対象区域



年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者）

所在地  
名称  
代表者氏名

古町地区魅力創造支援補助金交付申請書

古町地区魅力創造支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 事業の目的及び内容

2 補助対象経費 円

3 交付申請額 円

4 事業の着手（予定）年月日 年 月 日

5 事業の完了（予定）年月日 年 月 日

6 情報の公表の内容、方法及び時期

8 添付書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）その他市長が必要と認める書類



年 月 日

様

新潟市長

古町地区魅力創造支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった古町地区魅力創造支援補助金について、次のとおり交付（不交付）を決定したので通知します。

記

1 交付決定の内容（不交付決定の場合はその理由）

交付決定額 (不交付の理由)	
-------------------	--

2 交付条件

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者）

所在地

名称

代表者氏名

古町地区魅力創造支援補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号の で交付決定のあった古町地区魅力創造支援補助金について、次のとおり変更したいので、次のとおり申請します。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

3 変更予定年月日 年 月 日

年 月 日

様

新潟市長

古町地区魅力創造支援補助金交付決定変更通知書

年 月 日付 第 号の で交付決定のあった古町地区魅力創造支援補助金について、次のとおり交付の決定を変更したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 変更交付決定額 円
- 3 変更の内容

変更前	変更後

- 4 変更の理由

- 5 変更決定年月日 年 月 日

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者）

所在地

名称

代表者氏名

古町地区魅力創造支援補助金廃止申請書

年 月 日付 第 号の で交付決定のあった古町地区魅力創造支援補助金について、次のとおり補助事業を廃止したいので申請します。

記

1 廃止の理由

年 月 日

様

新潟市長

古町地区魅力創造支援補助金廃止承認・交付決定取消通知書

年 月 日付で申請のあった古町地区魅力創造支援補助金廃止申請書について、その廃止を承認し、次のとおり交付の決定を取り消したので、通知します。

記

1 廃止の理由

2 交付決定額 円

3 交付決定取消額 円

年 月 日

（宛先）新潟市長

（補助事業者）

所在地

名称

代表者氏名

古町地区魅力創造支援補助金実績報告書

年 月 日付 第 号の で交付決定のあった古町地区魅力創造支援補助金について、補助事業が完了したので次のとおり報告します。

記

1 交付決定額及び精算額

・交付決定額 円

・精算額

項目	補助対象経費	交付申請額・精算額
交付申請	円	円
実績報告	円	円

2 事業の完了年月日

年 月 日

3 事業の成果

4 事業の精算に係る収支明細

5 情報の公表の状況

6 添付書類

（1）事業報告書

（2）収支決算書

（3）事業に要した経費の領収書の写し

（4）その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先）新潟市長

（補助事業者）

所在地  
名称  
代表者氏名

古町地区魅力創造支援補助金に係る消費税額の額の確定に伴う報告書

消費税法上の消費税額が確定したので、下記のとおり報告します。

記

- |   |                           |   |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 補助金額（市長が確定通知書により通知した額）    | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税仕入控除税額      | 円 |
| 3 | 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）             | 円 |

（注） 別紙として積算の内訳を添付すること。

年 月 日

様

新潟市長

古町地区魅力創造支援補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった古町地区魅力創造支援補助金について、  
次のとおり確定したので通知します。

記

交 付 決 定 額	円
交 付 済 額	円
確 定 額	円



年 月 日

（宛先）新潟市長

（補助事業者）

所在地

名称

代表者氏名

古町地区魅力創造支援補助金に係る取得財産の処分承認申請書

年 月 日付 第 号の で交付決定のあった古町地区魅力創造支援補助金について、取得した財産を下記のとおり処分したいので、次のとおり申請します。

記

- 1 取得効用増加財産の品目及び取得効用増加年月日
- 2 取得効用増加価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由